

○契約の締結に関する権限の委任、資金を前渡することができる経費の指定その他地方公務員災害補償基金業務規程及び地方公務員災害補償基金財務規程による理事長の決定について

〔昭和45年4月1日
理事長決定〕

第1次改正 昭和47年3月3日
第2次改正 昭和53年6月13日
第3次改正 平成元年3月29日
第4次改正 平成7年7月17日
第5次改正 平成15年10月1日
第6次改正 平成17年4月1日

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号。以下「業務規程」という。）及び地方公務員災害補償基金財務規程（昭和42年地基規程第8号。以下「財務規程」という。）に基づき、下記のとおり定める。

記

1 契約の締結に関する権限の委任

業務規程第4条第4項及び第41条第1項の規定に基づき、支部にかかる契約の締結に関する事項の処理を当該支部長に委任する。

2 資金を前渡することができる経費の指定

業務規程第42条の9第11号の規定に基づき、職員に資金を前渡することができる経費として旅費を指定する。（第5次改正・一部 平成15年10月1日適用）

3 印鑑を管守すべき者の指定

財務規程第18条第2項の規定に基づき、理事長の印鑑を管守すべき者として総務課次長を指定する。

4 本部の出納しめ切時刻

財務規程第19条第1項に規定する本部の出納しめ切時刻は、午後3時とする。（第4次改正・一部 平成7年8月1日適用）

5 減価償却の対象となる有形固定資産の範囲

財務規程第37条第1項に規定する減価償却をしなければならない有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、その取得価額が10万円以上のものとする。（第1次改正・一部、第2次改正・1項繰上、第3次改正・一部 平成元年4月1日適用、第6次改正・一部）

6 一括償却資産の範囲

財務規程第37条の2第1項に規定する一括償却資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、その取得価額が10万円以上20万円未満のものとする。（第6次改正・追加）

附 則

地方公務員災害補償基金業務規程及び地方公務員災害補償基金財務規程中の理事長が定める事項の指定（昭和42年12月1日理事長決定）は、廃止する。